

主なカビ毒の概要

かび毒	概要	日本国内での規制値	主な汚染作物・食品等
アフラトキシン	強い発がん性（肝臓がん）物質で、肝臓傷害を引き起こす。また、飼料中のアフラトキシン B ₁ が、牛などの体内で代謝されて生成するアフラトキシン M ₁ は乳中に含まれ、同様の毒性を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品：10 μg/kg （総アフラトキシンとして） ・飼料：0.01 または 0.02 mg/kg （アフラトキシン B₁） ・ペットフード：0.02 μg/g （アフラトキシン B₁） ・乳*：0.5 μg/kg （アフラトキシン M₁） （* 2016.01.23 から適用） 	とうもろこし、落花生、ごま、唐辛子、ナツメグ、アーモンド、はと麦、カカオ、乾燥いちじく等
デオキシニバレノール	トリコテセン骨格を持つかび毒の1種。麦類の赤かび病の汚染菌が産生する代表的なかび毒。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品（小麦）：1.1 ppm（暫定） ・飼料：4 または 1 mg/kg ・ペットフード：2 μg/g（犬）， 1 μg/g（猫） 	小麦、大麦、とうもろこし等
オクラトキシン A	発がん性（腎臓がん）が疑われており、腎毒性を有する。	なし	小麦、ライ麦、コーヒー豆、ビール、ワイン等
フモニシン	発がん性や新生児の神経管に関する催奇形性の関与が疑われている。	なし	とうもろこし等
ゼアラレノン	エストロゲン様作用があり、特に豚で感受性が強く、飼料で規制値が設定されている。	飼料：1 mg/kg	とうもろこし、麦類等
パツリン	りんご果汁を汚染するかび毒として広く知られており、りんご果汁は乳幼児が多く飲用することから、重要視されている。	清涼飲料水の成分規格 （りんご果汁）：0.050 ppm	りんご、りんご加工品等